<研究ノート>

「女性政策の総合化とジェンダー課題 - 自治体の行動計画」ノート

西山 千恵子

The Integration of Policies for Women and Gender Issues

Chieko NISHIYAMA

1 はじめに

1975年の国際女性年以来、日本政府は総理 府婦人問題企画推進本部の設置をはじめとし て、国内行動計画、新国内行動計画の策定な ど国連の活動に形式的に沿いながら、今日ま で一連の女性政策を進めてきている。そして 自治体も政府の動きにあわせて、地域的なば らつきはあるが女性に関連する施策の推進を 掲げるようになり、各自治体にも国と同様、 女性行動計画の類いを策定するところが増え てきた。このような背景の中で、地域の女性 行政への市民参加を試みる女性グループが各 地に目立ちはじめ、女性行動計画の策定に関 与する女性学研究者らの女性政策に対する関 心、期待も高まり、その研究1)も進んできて いる。また、女性行政担当職員らの女性政策 研究グループも発足し、職場での実際の課題 を視野に含む議論もなされるようになった2)。 しかしながら、こうした流れが一方にありな がら、他方で政府、自治体が強調する女性政 策の外見の勢いと、現実の行き詰まりとのギ ャップを指摘、批判する声も少なくない3)。

本稿では、これらの批判の一側面に現れた現代日本の女性政策がもつ諸問題を、ジェンダーという概念を用いて主に行動計画の検討を中心にして考察する。

2 ジェンダーとは

ジェンダーという用語は、日本では1980年代に主に女性学やフェミニズム論の中で定着してきた。とはいえ、この用語はまだ一般にはなじみが薄い感がある。そこで女性行政を検討する際の、この概念の有効性を明らかにするため、ここでその用語について少し説明を加えることとしよう。

ジェンダーにはすでにいくつかの定義や説明がなされている。例えば内閣総理大臣の諮問機関である男女共同参画審議会が96年7月に提出した答申『男女共同参画ビジョン』では、ジェンダーとは「社会的・文化的に形成された性別」⁴⁾として説明されている。人間の身体の構造や機能がオスであるかメスであるかという、単なる生物学的な性別を指してセックスというのに対して人間社会が規定す

東京家政筑波女子大紀要 1 1997

る「社会・文化的に作られた性別」のことを ジェンダーと呼ぶのである。

従来のいわゆる「男らしさ」(例えばたくましい、競争的など)や「女らしさ」(例えばこまやか、調和的など)また男女の性別役割分担などは生物学的な性別から自然発生的に生じるもの、したがって本能、自然、必然として論じられることが多かったが、実は男女の区別の仕方も、男女別に期待される役割やイメージも、時代や地域によって変化する社会の約束事にすぎないという見方がでてきた。こうしたところにジェンダーすなわち社会・文化的につくられた性という概念が成立することになる。

男女のありかたは社会・文化によって多様 であるという見方を早い段階で指し示した研 究者に、米国の文化人類学者、マーガレッ ト・ミード (1901 - 78) があげられよう。彼 女は『男性と女性』50において、1920年代か ら40年代の南太平洋の七つの部族の実地調査 と第二次世界大戦前後の米国社会についての 資料から、男性と女性の役割や気質が文化に よって異なることを報告した。彼女の観察に よれば、ある民族は女性は戸外で働くには弱 すぎると考えるが、別の民族では「女の頭は 頑丈」ということで女も重荷を運ぶのに適し ているとし、またある文化では女性は口の軽 い人種とみなされるが別の文化ではおしゃべ り屋は男性となる。こうした事例は実に多く、 両性の役割はしばしば正反対のときもある。。 そして彼女は男女の生物学的な差異が社会的 な差異を決定する第一の要因ではないという 考えを導き出した。また、この本の出版と同 年にフランスでは女性解放思想の古典とよば れるボーヴォワールの『第二の性』でが出版 された。その冒頭「人は女に生まれない。女 になるのだ」 (3) は、彼女の最も有名な一句で ある。両者の著作とも後にジェンダーという 概念の形成に大きな示唆を与えた。

このボーヴォワールの論を展開させると

「人は男にも女にも生まれない。男になり、 女になるのだ」となる。つまり、人は生物学 的に男に生まれればそれぞれの環境に応じて 後天的に「男」として社会化され、女に生ま れれば「女」として社会化されるのである。 ただし、ある人間の生物学的な性と、その本 人が自己認知する性 (ジェンダー・アイデン ティティ)とが一致しない場合もある。生物 学的には男性(または女性)であるが、その ことに強い違和感や、嫌悪感を抱き、自分は 本当は女性(または男性)であるべきだと考 える人々がいる。また、出生時に医師から (生物学的)性別を誤って告げられた赤ん坊 の場合、その子どもは周囲が扱うジェンダー としての性別に適応して育っていく。こう した人々は、自己のジェンダー・アイデンテ ィティに生物学的性を一致させようという努 力の中で、性転換手術を受けることもある。 このような例はジェンダー・アイデンティテ ィが人々のパーソナリティの安定にいかに大 きな位置を占めているか、また、ある人間の ジェンダー・アイデンティティがいかに生物 学的性別から独立しているかの証しにもなる う。このように、ジェンダーは、個人の自己 認知やメンタリティのあり方から、顕在的、 潜在的な社会制度まで、いたるところに流布、 浸透し、それらを構成する最も基本的な社会 軸となっているのである。

そもそもジェンダーという概念は1960年代 以降の女性運動の流れの中で議論されるよう になってきた。フェミニズムの中でジェンダーは最も重要なキーワードの一つでもある。 他の社会制度や社会関係と異なって、男女の 関係は変えがたいものとする主張に対し、ジェンダーという考え方を導入することによっ て既存の男性、女性のありかたを不変なもの ではなく変更可能をものであるとみなすこと ができるからである。また、フェミニズムは ジェンダーを単に「社会・文化的性別」といった定義にとどめず、男女間の権力関係をも 含ませて使用することがある。例えばある者は「権力関係を表す第一義的な方法」と定義し、またある者はこの軸にそって不平等な「威信と配分のシステム」が作られるとする。既成の男女の関係を「自然」と信じさせるジェンダー・イデオロギーの拘束から自由になること、ジェンダーを維持、再生産する社会制度を変革し、ジェンダーという不均衡を解消することなどがフェミニズムの性差別撤廃に向けての課題となる。

3 ジェンダー視点による女性政策の見 直し

日本では、ジェンダーは言葉としても、ま た概念としても多数の人々に流布していると はまだ言いがたいが、1995年の国連第4回世 界女性会議を経て公的な文書にも見られるよ うになってきた。この女性会議で採択された 行動綱領10)には「ジェンダーの平等」「ジェ ンダーの視点」「ジェンダーに基づく偏向」。 「ジェンダー分析」など、ジェンダーという 用語が頻繁に用いられている。同様に、先の 答申『男女共同参画ビジョン』は、女性と男 性がジェンダーに縛られず共同参画する社会 の実現を目指すとし、「ジェンダーに敏感な 視点の定着と深化」110を打ち出した。また 「今後の経済・社会環境の変化は、ジェンダ ーを前提とした職場・家庭・地域の在り方が 温存されたままでは、現在の状況を一層悪化 させ、大きな社会的損失を招く危険性をも つ」12)との認識を明記するなど、こうした姿 勢がどれだけ政府の女性政策の実体に反映さ れるかは別の問題であるけれども、ジェンダ - 概念を用いてこれまでよりもさらに広がり のある改革の視野を提示した。

ジェンダー概念が、女性政策の研究者から 有効視され、また最近の国の女性政策への提 言にも強調されているのは、上に見てきたよ うにジェンダーが、「女性」だけではなく、

男女双方の心理やアイデンティティから、性 別の軸による第一義的な社会関係、権力関係 までを含み、社会、経済、政治、文化的諸制 度にまでわたって、男女からなる人間総体を 規定するものとしてあるという認識があるか らである。旧来用いられてきた「女性政策」 「女性行政」などの用語は、人間の半数を占 める女性をことさらに特別視し、狭い囲いの 中に閉じ込めるイメージに人々を導いてしま う難点があった。こうした傾向に対し、これ までの女性行政は「女性問題は男性問題」な どの標語を掲げ、「女性問題は女性だけの問 題ではない」という趣旨をそこに含ませてき たが、これも例えば女性問題啓発事業の一部 に男性向け講座を入れ込むといった類の方法 で対処されており、ますます女性行政なるも のの矮小化に手を貸してきた。こうした中で、 男女間の差別や格差を解消するための行政に ジェンダーという概念を導入することは、行 政上の女性の課題を既存の「女性的」な領域 (例えば、保育や教育や高齢者介護に関する 施策など)においてとらえるのではなく、ま た「男女共同参画推進本部」の設置など、申 し訳程度の機構の位置付けをしてすませるの ではなく、より俯瞰的な立場から総合的に女 性政策をとらえる見方に利益をもたらすであ

すでにこうした視点から、ジェンダーという概念を使って女性政策と呼ばれるものの枠を広げようとする議論は行われてきた。筆者は「女性政策とジェンダー」¹³⁾の中で、女性政策の指針である女性行動計画そのものがジェンダーを前提に構成されていること、その結果、行動計画が取り上げていない行政課題、例えば都市計画、住宅政策などにもジェンダーの課題があること、また政策一般の中にもジェンダーを再生産させる政策があったり、政策の実施においても細部にジェンダーが浸透し、女性行動計画の理念と矛盾し、不整合な行政が行われていること¹⁴⁾など、政策にお

東京家政筑波女子大紀要 1 1997

けるジェンダー課題はこれまでの女性政策で は完全にカバーされていないことを指摘し た。また、大沢真理は「女性学と女性政 策」15)の中で、女性政策を「狭議の女性政策」 (または「表向きの女性政策」)「広義の女性 政策」とに分け、前者を例えば新国内行動計 画に掲げられる諸施策など、後者を「狭義の 女性政策」をとりまいて、女性に関わること がありうる、あらゆる領域・種類の政策とし ている。そして、「政策担当者も関係NGO、 研究者も、この狭義の女性政策に視野を限定 することが多く、広義の女性政策に関する問 題意識は生成途上にあるにすぎない」とし、 女性政策を論じるにあたって、ジェンダー・ バイアスを組み込んできた広義の女性政策を 措定する概念枠組みの有効性を強調した。同 様に、藤枝澪子は「ジェンダーと女性行政 -現状と課題 - 」160の中で、「女性行政からジ ェンダー行政へ」と提言し、「これまでの女 性行政が、もっぱら女性に関連深いとされる 領域に限定されてきたということ自体、ジェ ンダー状況の反映に他ならない」「ことから、 「行政の政策、施策全般のジェンダー視点か らの再点検」を掲げている。そして「女性行 政」という用語について「この語は、これま でそうであったように、生物学的に決められ る『性』の一方としての『女性』にかかわる 政策・施策というように限定的に受けとめら れる可能性から自由になれない。この意味か ら、将来的には、『ジェンダー行政』とネー ミングを変更する可能性を展望しておきた い」と述べている¹⁸⁾。ここにも、ジェンダー という概念を用いて、これまで限定されてい た女性行政の枠を広げようという意図がうか がえよう。

4 自治体の女性行動計画

上にも見てきたように、特に「女性」と明 示的に限定されない政策一般にも、ジェンダ ー(もしくは、ジェンダー格差による不利益、 諸矛盾がしわ寄せされる女性)の課題が潜在 している。また、狭義の女性政策といえる女 性行動計画そのものもジェンダーを無自覚に 内蔵している。こうした問題点をまず押さえ た上で、諸施策がより身近で見えやすくなっ ている女性行動計画の施策細目を検討してみ ると、さらに問題点を見いだすことができる。 1970年代後半以来、女性行動計画を策定する 自治体が増えるようになり、それらの多くの 自治体が、この行動計画をいくつもの施策項 目が並ぶ立派な冊子にまとめあげている。し かしながら、その細目をみると「女性行動計 画」の施策に入りながら特に女性に関する施 策となりえていない、もしくは女性に関する 施策ではないものが実に多く含まれているこ とに気付く。筆者は、以前、女性政策と呼ば れるものを、政策の目標集団から分類するこ とを試みた。まず、第一に事実上の不平等を 修正するために、あるいは生物学的な差異の 側面から女性を固有に対象とする政策。例え ば女性審議委員の割合の目標値の設定、女性 センター等女性施設の設置、母子手当、母性 保護措置などがこれに含まれる(この中には 「ミス・コンテスト」の中止などこれまで行 政が積極的に生産してきた女性差別の廃止な ども入れることができる)。これは女性全体 を対象とするものと女性の一部を対象とする ものにさらに分けることができる。第二に形 式的には女性に限られるわけではないが、ジ ェンダーを前提とする現代社会において実質 的に女性の方が被りやすいことが明らかな諸 問題に対応する政策。保育、介護サービスな どや、全国民を包括するものとして、夫婦同 姓制度などをはじめとした民法や、専業主婦 の優遇策として批判が集まる税制度、年金制 度などをめぐる諸制度の改革などが挙げられ る。しかし、女性に限定して対象としたもの でもなく、また女性に限定していないが事実 上の女性が被る、性別による不均等の修正、

緩和にかかわる政策でもない多くの無反省な 施策が女性行動計画を構成しているのが一方 の実態なのである。

ここでそのような自治体の女性行動計画具 体例を挙げよう。東京都A区は、全国の自治 体の中でも早々と女性の審議委員等の割合を 30%に増やすことを掲げたり、全国フェミニ スト議員連盟19)が行った「全国自治体男女平 等度コンテスト」200で全国第3位になったり 21)、その他の女性問題関連講座の企画が新聞 等で報じられて女性行政「先進」自治体とし ての評判をもつ自治体である。まずこのこと に注意した上で、この自治体の最新の行動計 画をみることにする。この行動計画のもとも との課題別体系は、大分類が5項目あり、要 約すると(1)社会参画、(2)教育・情報、 (3)就労状況、(4)家庭、(5)健康・母 性保護という構成になっている。次に中分類 として各項が2つに分岐し、さらにそれらが 2つから4つに別れ小分類を構成している。 また「2000年までの間に女性問題の視点から 特に進める必要のある施策を重点プランとし て計画に位置付けました」20として重点プラ ンを5つ上げている。そして、その中に例え ば「女性起業家への支援」を含めている。し かし、重点プランといってもこの施策の体系 上の位置付けは大分類「就労状況」、中分類 「就業における男女平等の促進と労働条件の 向上」 小分類「就業機会における男女平等 の促進」と分岐した中の一施策にすぎない。 そしてその趣旨をみると、「女性の就労意欲 を経済的自立に結び付ける支援に『就職』だ けでなく『起業』という選択肢があり、...福 祉・健康・環境等の『生活価値創造方二ッチ (すきま)産業』のビジネスチャンスは拡大 しており、この分野での女性の活動意欲や活 動水準はきわめて高い。起業ノウハウや融資 経路等に関する支援が確立されれば、この分 野は拡大できる」23)としている。女性に対し て「福祉…等のすきま産業の分野」を強調す

ること自体にすでに明らかなジェンダー・バ イアスを確認でき、女性行動計画の名目を支 える実体の危うさが見えてくるが、さらにそ の各事業を検討すると次のことがわかる。A 区の場合、女性政策担当部局は、教育委員会 社会教育部の女性総合センターにおかれてい る。「女性起業家への支援」の施策の事業は 7項目あるが、うちこの女性センターが独自 で所管する事業は一つもない。また2事業は 他部局との「共催事業」であり、対象は女性 で、啓発、交流事業である。一方、開業資金 融資制度、商工相談、起業・経営相談、シェ アリングオフィスの提供、まちづくり活動へ の資金援助など、起業の支援としてより実質 的な他の5つの事業は、女性センター以外の 他部局が主管する、男女双方を対象として行 う事業であり、内容をみても女性にとりわけ 関連が深いものでない。また既存の融資制度 のジェンダー・バイアスを修正する工夫があ るわけではない。 つまりこれらは、もともと 暗黙のうちには男性を中心にし、形式的には 男女を対象として行われてきた他部局の事業 をそのまま女性行動計画に入れ込んだだけの 項目であるということがわかる。そしてこれ らが「女性起業家への支援」の施策の大部分 を占めている。同自治体でもう一例あげよう。 「社会参画」の中の小分類「ボランティア活 動の推進」の施策「ボランティア活動推進に 向けての条件整備」の事業は11あり、うち福 祉部管理課が主管するものが8事業を占め、 女性センターが2、生涯教育推進課が1事業 を主管する。多くの者が指摘するようにボラ ンティアへの参加、中でもとりわけて福祉的 ボランティアへの参加は、これまで事実上性 別役割分業から派生して女性が多数を占めて おり、質においてもジェンダー・バイアスの 問題を深く抱えている。従ってボランティア を特に女性に期待する行政のあり方はジェン ダー肯定、温存型の政策として批判されこそ しても、本来は無反省に女性行動計画に掲げ 東京家政筑波女子大紀要 1 1997

られるべきものではないだろう。しかし、こ こでの事業もまた、そうした点にはどのよう な留意も、工夫も触れられず、わざわざ「性 別・年齢を問わ」ないと断り書きを付されて (逆に、そうであるならばなぜこれらがとり) わけて女性行動計画に入れられる必要がある のだろう?) 社会参加の促進として列挙され ているという奇妙な構成になっているのであ る。こうした他部局から「女性も(固有の方 法で)関係する」ということを根拠に諸事業 を借りてくる女性行動計画のあり方は、女性 行動計画のいくらかの部分(自治体によって その割合は異なる)が既存のジェンダー・バ イアスをもった政策の同義反復によって構成 されていること、既存の一般政策と方針が一 致する事業によってのみ構成されていること を示していよう。

5 おわりに

ジェンダーの課題はあらゆる領域に存在す るので、これに対応する女性政策は必然的に 総合化された政策体系24)でなければならない ということになる。ところが女性政策の担当 部局は先にあげたA区の場合、教育委員会生 涯教育部という「辺境」に位置付けられてい る24)という特殊性ゆえに、他部局が主管課と なる事業に調整権限が及ばないということに なる。そこで、他部局の事業をそのまま取り 込んで自らの事業のように見せかけた女性行 動計画の内容になるから、それらの事業には ほとんどジェンダー修正視点が見当たらない のは当然であり、上にあげたような内容をも つにいたる、と考えられる。こうした傾向は、 程度の差はあれ、特別区制度下以外の自治体 でも、また女性政策担当部局がその他部局に 置かれている自治体でも同様に存在する。

ではこのような現状を打破し、本来のある べき総合化された政策体系としての「総合的 女性政策」を可能にするためにはどのような 努力が必要とされるか。つまりこれは改革である。そのうちには少なくとも機構改革において強力な調整権限(予算や人事や組織に関する提案権、発言権をもちうるような)をもつ一元的な総合的女性政策の立案と執行、その実施に責任をもつ部局が、首長の直属のもとに、あるいは独立の機関として別個に設置されなければならないだろう。こういう抜かの改革への意思があってこそ、女性政策の一体化、総合化への道が始まるのではないだろうか。もちろんこの改革だけですべてが終わるというものではない。改革の他の代替案、戦略上配慮すべきことがら、前提条件や方法など考えられるべき諸点が多く残る。今後の検討課題としたい。

注

- 1)下に掲げる関連文献の他、例えば『女性学研究第2 号:女性学と政治実践』勁草書房、1992年参照。
- 2)関西方面を中心に、女性学研究者と自治体女性行政担当職員からなる「グループみこし」がある(著書に『自治体の女性政策と女性問題講座』学陽書房、1994年)
- 3)例として金井淑子監修『かながわ女性ジャーナル』 NO.13 1995の掲載論文参照。
- 4)総理府『男女共同参画ビジョン』1996年3頁
- 5)マーガレット・ミード『男性と女性』上下田中寿美子 他訳 東京創元社 1961年
- 6) 同上15-16頁
- 7)シモーヌ・ド・ボーヴォワール『第二の性』生島遼一訳 新潮社 1959年
- 8) 同上第1巻「女はこうしてつくられる」9頁
- 9) ジョン・マネー他『性の署名』朝山新一他訳 人文書 院 1979年参照。
- 10) 総理府 1995年
- 11)総理府前掲4頁
- 12) 同上9頁
- 13) 西山千恵子「女性政策とジェンダー」金井淑子前掲30-44頁

- 14) 行政におけるジェンダーの不整合、諸矛盾に関しては 西山千恵子「広報に現れたジェンダーと女性政策」 『東京国際大学論叢人間社会学部編』1996年 75 - 85 頁参照。
- 15)大沢真理「社会政策のジェンダー・バイアス - 日韓 比較のこころみ - - 」原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理 『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社 1996年
- 16) 藤枝澪子「ジェンダーと女性行政・現状と課題」大阪 市政調査会『市政研究』NO.112 1996 なお、西山も 前掲注13で女性政策の指針となる、国や地方自治体 の「女性行動計画の体系自体が無自覚かどうか、ジェ ンダーによって構成されている」「女性に関連が深い、 とされる分野の決定自体にすでにジェンダーが見られ る」など、女性政策の中のジェンダー・バイアスを指 摘し(34頁) また「ジェンダーは広い範囲のことが らを覆う概念であるから、政策一般の中にも、それを 実施する行政の中にもジェンダーを見いだすことがで

- き」ると、大沢が言うところの狭義の女性政策を越えて、政策一般のジェンダー課題(広義の女性政策)に 言及した(37頁)。
- 17) 同上34頁
- 18) 同上
- 19) 男女平等政策を主張する女性地方議員の全国組織。
- 20) 全国フェミニスト議員連盟『自治体男女平等度コンテスト』1993年
- 21) しかしながらこの調査の統計の取り方、指標のつくり かたのずさんさについては既に指摘されている。井上 朱美「自治体男女平等コンテスト」『月刊自治研』 1994 . Vol. 36 No. 414 77-82 頁参照。
- 22) 東京都足立区『第2次足立区女性行動計画改定』1996 年 1ページ
- 23) 同上33頁
- 24) 体系的一貫性をもつ女性政策のあり方への言及については、西山前掲「広報に現れたジェンダーと女性政策」の特に81-85頁参照。